

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

フロリルピコキサミド、インダノファン、シハロホップブチル、フェントラザミド、メタミトロン

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和8年7月9日（木）～令和8年8月7日（金）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見

- | | |
|-------------------|------|
| ・電子政府の総合窓口（e-Gov） | 15 件 |
| ・郵送 | 0 件 |

(2) 提出意見の総数 15 件

(3) 提出意見に対する考え方

提出された御意見のうち8通は、本意見募集とは関係のない意見でした。

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	(1) 意見募集期間の日付の統一 改善点：正しい締め切り日(どちらか一方)を確認し、資料全体(1ページ目および4ページ目)で日付を完全に一致させてください。 (2) 表記エラー(文字化け・不要な文字)の完全な削除 単純なタイポ(入力ミス)や文字化けと思われる箇所が散見されます。これらは速やかに修正可能です。 改善点(数値・単位): シハロホップブチルの鳥類登録基準値の表:「130 mg/kg[^] 体重」→「130 mg/kg 体重」(不要なプライム記号の削除) メタミトロンの鳥類登録基準値の表:「100 mg/kg1 体重」→「100 mg/kg 体重」(不要な「1」の削除) ハナバチ類の単位:「μ"gbee//day"」→「μ"g/bee/day"」(重複スラッシュの修正) 改善点(名称): メタミトロンの別紙3(3-1~3-7ページ)のヘッダー:「タミトロン 資料」→「メタミトロン 資料」(欠落した「メ」の補完) (3)「普及率(5%・10%)」の算出根拠の注記追加 野生ハナバチ類の予測ばく露量計算において、フロリルピコキサミド(野菜等)には「普及率:非水田5%」、シハロホップブチル(稲)には「普及率:水田10%」という係数が突如として使われています。これらは外部の人間には根拠が分かりません。	(1)について、掲載資料に記載した意見募集期間の締切日に誤りがありました。正しい締切日は令和8年8月7日であり、ご指摘を踏まえ、7月14日に掲載資料を訂正しました。 (2)について、御指摘を踏まえ、「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料」のうちメタミトロンに係る資料について、3-2から3-7ページのヘッダーの記載を修正のうえ、環境省ホームページに掲載いたします。なお、その他のご指摘箇所については、資料中に該当する記載を確認できなかったことから、原案のとおりとします。 https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun_00001.html (3)及び(4)について、御指摘を踏まえ、評価書の見やすさの向上について、引き続き検討してまいります。 また、本改正に係る審議の経過や農薬登録基準の設定に関する考え方等は、以下の環境省ウェブサイト等を参照ください。

改善点：表の下部などの注記（ ）に、「普及率は、直近の国内出荷量および栽培面積等に基づき、農林水産省が算出した想定最大値」といった、数字の出所や妥当性を保証する一文を1行書き加えてください。

（４）不確実係数「１」および「４」に関する説明の補足
メタミトロン、藻類等評価で不確実係数「１」を適用した理由、およびフロリルピコキサミド等の魚類評価で「４」を適用した理由について、「○種の生物試験が行われた場合に該当することから」という定型句のみが書かれています。これだけでは一般の読者（パブリックコメント提出者）が緩和の妥当性を判断しにくいいため、誤解や批判を招きやすいです。

改善点：「農薬取締法に基づくガイドライン（または中央環境審議会の規定）に規定された、供試生物種数に応じた不確実係数の緩和基準（３～６種の場合は４、５種の場合は１）を適用した」という旨を、文末に追記して根拠法令・規定との連動性を明確にしてください。

（５）ハナバチ類評価における「基準値を設定しない」理由の表現適正化

インダノファン、フェントラザミド、メタミトロンにおいて、ミツバチ評価の結果を流用して「１巡目の再評価では基準値を設定しないこととして整理したい」と記載されています。しかし、これでは「評価をサボっている」という印象を与えかねません。

改善点：「リスクが極めて低いため基準値を設定しない」のか、「現行の評価スキーム（１巡目）の対象外であ

○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第101回）

<https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html>

○水域及び陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準
(水域)

<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun-index.html>

https://www.env.go.jp/water/post_56.html（鳥類）
https://www.env.go.jp/water/post_127.html（野生ハナバチ類）

（５）について、御指摘を踏まえ、「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料」のうちインダノファン、フェントラザミド及びメタミトロンに係る資料について、別紙３の１．に野生ハナバチ類の農薬登録基準値を設定しないこととする理由の記載を修正のうえ、環境省ホームページに掲載いたします。

https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun_00002.html

	る」のか、その位置づけをより明確に記述してください。例えば、「成虫の急性毒性が極めて低く、現行の評価ガイドランスのスクリーニング基準に基づきリスク評価の対象外となるため、1巡目の再評価においては基準値の設定を見送る」など、行政的な位置づけを論理的に記述することで、批判を回避しやすくなります。	
2	(1) 事務手続き・記載ミスの即時修正 パブリックコメント募集期間の統一 資料4において、意見募集期間の締め切り日が「8月7日」と「8月9日」で異なっているため、正しい日付に統一します。これは誤解を防ぐために最も優先度が高く、かつ即座に修正可能な点です。 (2) 評価プロセスの透明性を高める「注記(脚注)」の追加 専門家や一般の読者が読んだ際に「なぜこのデータだけ扱いが違うのか」という疑問を抱かせないよう、以下の箇所に1文、補足説明を追記することを提案します。 インダノファン：設定濃度採用の理由説明 コウキクサ試験において、他の生物種と異なり「設定濃度に基づく」毒性値を採用した理由(例：「試験期間中の濃度変化が軽微であったため」など)を、別紙1の表1-4の脚注に1文追記します。 メタミトロン：濃度推計の妥当性と影響の補足 コウキクサ試験[]で実測濃度を線形近似などで推計している点について、別紙1の該当箇所に「本試験のErC₅₀(586 μg/L)は最終的な登録基準値案(最小値490 μg/L)を左右しないため、この推計による評価への影響はない」旨を明記し、安全側の判断であることを示	(1) について、掲載資料に記載した意見募集期間の締切日に誤りがありました。正しい締切日は令和8年8月7日であり、御指摘を踏まえ、7月14日に掲載資料を訂正しました。 (2) について、御指摘を踏まえ、評価書の見やすさの向上について、引き続き検討してまいります。 また、本改正に係る審議の経過や農薬登録基準の設定に関する考え方等は、以下の環境省ウェブサイト等を参照ください。 ○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会(第101回) https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html ○水域及び陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準 https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun-index.html (水域) https://www.env.go.jp/water/post_56.html (鳥類) https://www.env.go.jp/water/post_127.html (野生ハナバチ類)

	します。 シハロホップブチル：試験「みなし」の規定・根拠の明記 幼虫反復経口毒性を単回毒性とみなして基準値を算出した点について、別紙３の「野生ハナバチ類の被害防止に係る登録基準値」の段落に、『農薬のミツバチの影響評価ガイダンス』の規定（または過去の部会合意）に基づき、保守的な評価として適用した」という根拠となるルール名を１行追加します。 （３）判断根拠の明確化（テキストの微修正） メタミトロン：野生ハナバチ類の「基準値未設定」に関する説明の補足 総合評価の「（Ｃ）野生ハナバチ類に係るリスク評価」の項目において、15 µg/bee/day などの具体的な毒性値が認められつつも基準値を設定しない理由について、単に「毒性値が11 µg/bee 以上であるため」とだけ書くのではなく、「農薬蜜蜂影響評価部会が定める『１巡目の再評価におけるスクリーニング基準』に合致するため」といった、行政上の評価手順に基づくものであることを明確にする表現に微修正します。	（３）について、御指摘を踏まえ、「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料」のうちインダノファン、フェントラザミド及びメタミトロンに係る資料について、総合評価（Ｃ）の記載を修正のうえ、環境省ホームページに掲載いたします。 https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/ki jun_00002.html
3	農薬登録基準値（案）の引き上げには反対します。生活環境や生態系への影響、特に子どもや妊婦など健康への影響について十分な検証が行われているとは言えないと考えます。また、長期的な低濃度曝露による影響や、複数の農薬が組み合わせあった場合の影響についても慎重な評価が必要です。国民が安心して生活できるよう、基準値を緩和するのではなく、より厳格な基準と十分な科学的根拠に基づいた検討を求めます。	農薬の登録に当たっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、動植物の毒性試験の結果に基づき、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。 また、農薬の生態影響評価の充実に向け、「生活環境動植

		物に係る長期的な農薬ばく露に関する評価について（答申）」（令和８年１月中央環境審議会）に基づき、農薬の長期影響評価の導入を進めています。 生活環境動植物に対する複数農薬へのばく露による影響については、国際的にも評価手法や考え方の検討が進められている段階であることから、最新の科学的知見の収集に努めるとともに、レギュラトリーサイエンスの推進などを通じ、評価方法等について検討してまいります。
4	ネット通販で、中国産など原材料不明・成分表示のない未登録除草剤が容易に購入できる状況が広がっている。 これらは農薬取締法に基づく登録がなく、人体への影響も環境への影響も不明であり、子どもや孫の世代に深刻な健康被害や環境汚染を残す可能性がある。 EU では未登録農薬の販売を厳格に禁止し、通販事業者に登録確認義務を課すなど強力な規制を行っている。日本でも同様の厳格な規制を導入し、未登録農薬のネット販売を確実に排除する仕組みを整備することを強く求める。	農薬取締法において、農薬は農林水産大臣の登録を受けたものでなければ販売することができず、登録されていない農薬の製造や輸入、販売、使用等を禁止しています。 また、インターネット上での農薬の販売についても同法の規制対象であり、農林水産省ではインターネット上のフリーマーケットサイトの運営者等に対して指導を行っており、引き続き適切に対応してまいります。
5	グリホサートはどこに書いてありますか？	今般、意見募集を実施した「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」では、グリホサートは意見募集の対象ではありません。
6	農薬の登録審査は、人体への安全性だけでなく、土壌環境、土壌微生物、水生生物、生態系への長期的影響を含め、より厳格に実施すべきです。また、海外で使用禁止又は大幅に規制されている農薬については、その規制理由や最新の科学的知見を踏まえ、日本でも定期的な再評価を行うことを求めます。さらに、農薬と化学肥料の長期的・複合的な環境負荷についても十分な調査・検証を行い、登録審査に反映すべきと考えます。	農薬の生態影響評価については、評価に用いる供試生物の拡充や長期ばく露影響評価の導入等、最新の科学的知見や国際的な動向等を踏まえ、これまでも評価手法の充実を図ってきたところであり、引き続き科学的知見の収集及び評価手法の高度化に努めてまいります。 また、農薬取締法に基づき、既に登録された農薬に対して、最新の科学的知見等に基づく安全性等の再評価を順次実施しています。 なお、生活環境動植物に対する複数農薬へのばく露による

		影響については、国際的にも評価手法や考え方の検討が進められている段階であることから、最新の科学的知見の収集に努めるとともに、レギュラトリーサイエンスの推進などを通じ、評価方法等について検討してまいります。
7	農薬登録基準値は全て0（ゼロ）で決めてください。 同時にアメリカからの輸入は禁止してください。 農薬で消毒しても絶対病害虫が発生しないという保証はありません。 基準値を厳しくしても、長く使用すれば病害虫に農薬に対する耐性ができ、効かなくなる恐れがあります。 せっかく農家が厳重な管理で守ってきた土壌を。わざわざ輸入物で汚染する必要はありません。 日本の農業をしっかり守ってください。	国内で使用される農薬の登録に当たっては、国内・海外製造問わず、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、動植物の毒性試験の結果に基づき、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。 また、既に登録された農薬についても、最新の科学的知見に基づく安全性等の再評価を順次実施しており、引き続き、農薬による環境影響防止の観点から、リスク評価及びリスク管理に取り組んでまいります。 なお、植物に有害な病害虫の侵入・まん延を防止するため、輸入される植物等の検査は、農林水産省植物検疫所が実施しています。